

によると、学部において教育と研究を行い、研究科において研究を行うとされており、旧帝国大学令によって明示されていた機能分担がいまいなものへと変化したことがうかがえます。

その後、大学令や改正帝国大学令によるこうした「学部」と「研究科」「大学院」に関する基本的な枠組みは、戦後になって一九四七（昭和二二）年に学校教育法が公布されるまで変わることがなかったのです。

二、名古屋帝国大学大学院

◆本人希望による入学

名古屋大学の前身にあたる名古屋帝国大学は、一九三九（昭和一四）年三月三十一日に「名古屋帝国大学官制」が公布され、翌四月一日の施行によって創設されました。これにともない同日、名古屋帝国大学通則、同学位規程などの諸規程類が制定されています。ここでは、名古屋帝国大学通則にある大学院関連の諸条項にもとづいて戦前の大学院（旧制大学院）のようすを描き出してみましよう。

まず大学院への入学方法ですが、学部卒業試験に合格した者であれば本人の願い出に応じて学部教授会が審議し、その入学を許可することになっています（第六十二条）。ここには、現在のような入学試験の実施に関する記述はみられません。そして入学後は、すでにふれたように「大学院」とは各学部のうえにおかれる研究科の総称的なものでしたから、それぞれの大学院学生（院生）はそれぞれ学部組織に分かれて所属することになります（第六十一条）。

第六十一条 大学院学生ハ各学部ニ分属シ教官ノ指導ヲ受ケテ學術ヲ研究ス

第六十二条 本学学部所定ノ試験ニ合格シタル者大学院ニ入ラントスルトキハ願書ニ研究事項ヲ具シ学部長ヲ経テ総長ニ願出ツヘシ総長ハ当該学部教授会ノ議ヲ経テ之ヲ許可ス

（『例規集』名古屋帝国大学）

◆独自のカリキュラムはない

院生は二年間の在学期間中、現在のような組織だてられた大学院独自のカリキュラムが存在しなかったため、必要に応じて学部の講義・実験に参加できる程度でした（第六六条）。また院生は、大学の所在地以外に住むことや他の職務につくことを原則として禁止されていました（第六七条）。

第六十四条 大学院学生ノ在学期間ハ二年トス但シ研究ノ必要ニ依リ引續キ在学セントスル者ハ其ノ旨総長ニ願出ツヘシ総長ハ当該学部教授会ノ議ヲ経テ一年毎ニ之ヲ許可ス

第六十六条 大学院学生ハ指導者及学科担任者ノ承認ヲ経テ学部ノ講義又ハ実験ニ出席スルコトヲ得

第六十七条 大学院学生ハ本学所在地以外ニ居住シ又ハ他ノ業務ニ従事スルコトヲ得ス

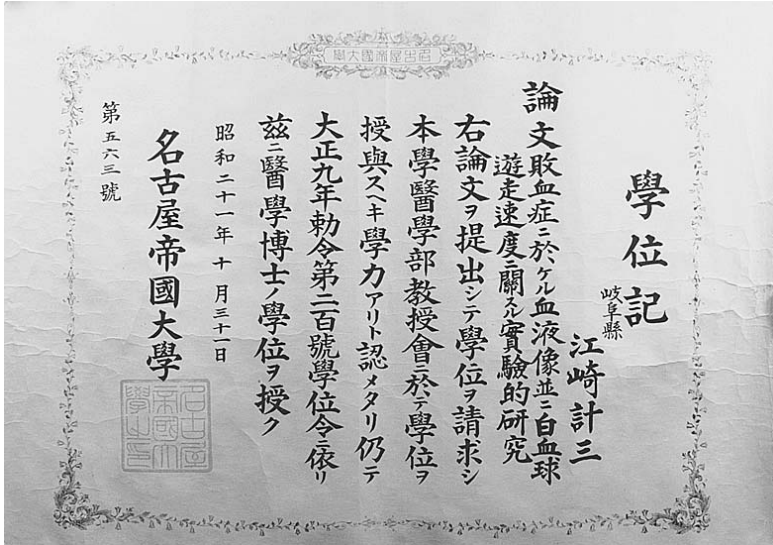
但シ当該学部教務ニ従事シ又ハ評議会ニ於テ研究上必要ト認メタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第六十九条 大学院学生ニシテ学位ヲ得ントスル者ハ在学二年以上ヲ経タル後其ノ研究事項ニ就キ論文ヲ総長ニ提出スヘシ

学位ヲ請求セサルモ相当ノ研究ヲ為シタリト認ムル者ニハ総長ハ証明書ヲ付与スルコトアルヘシ

(『例規集』名古屋帝国大学)

これらの点からみると、おおむね当時の院生は、正規の学生ではありながらかなり自由に過ごすことができたように思われます。これに関連して、「大学院学生は、自分でテーマをみつけ、自学自習しつつ時たま学部教員の個人指導を受けるぐらいで、ほとんど放置されていたのが実情であった」(稿本名古屋大学五十年史編集委員会編『稿本 名古屋大学五十年史』第七巻、



旧制大学院の学位記（江崎計三氏所蔵）

一九九四年）という文系教員の述懐が残されています。

三、戦後の大学院

◆占領下の教育改革

戦後日本の教育および教育制度は、GHQ/SCAP（連合国最高司令官総司令部）による間接統治のもと、CI&E（民間情報教育局）による強力な指導を受けながら根本的に改革されました。その結果、戦後の教育制度は、いわゆる憲法・教育基本法体制とよばれる理念的・制度的枠組みで再構成され、学校教育法にもとづく新し